

## 国勢調査の概要

### ● 調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口・世帯の状況を明らかにするため、大正 9 年以来 5 年ごとに行っており、令和 2 年国勢調査はその 21 回目にあたり、実施 100 年の節目となっています。

国勢調査は、西暦の末尾が 0 の年は「大規模調査」、末尾が 5 の年には「簡易調査」としており、今回の令和 2 年国勢調査は「大規模調査」にあたります。

両者の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限っていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実を図り、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年、22 年及び令和 2 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項を加え、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年及び 27 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項を加えています。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、50 年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査を実施しています。

### ● 調査の時期

令和 2 年国勢調査は、令和 2 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行いました。

### ● 調査の法的根拠

令和 2 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施されました。

また、調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める次の法令に基づいて行いました。

- ・国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）
- ・国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## ● 調査の地域

令和 2 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行いました。

- ① 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- ② 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## ● 調査の対象

令和 2 年国勢調査は、調査時において、以下①、②を除く、本邦内に常住しているすべての者について行いました。

- ① 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- ② 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

ここでいう「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設

イ 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅

ウ 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。

エ 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所

オ 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

## ● 調査事項

令和 2 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 15 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 4 項目、合計 19 項目について調査しました。

今回の調査では、記入者負担の軽減を図る観点から「住宅の床面積」の調査事項を削除しました。また、在学中又は卒業者の選択肢である「小学・中学」を「小学」及び「中学」に、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」にそれぞれ分割するとともに、未就学を選択肢の一つとして「認定こども園」を追加しています。

### （世帯員に関する事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在の住居における居住期間
- (8) 5 年前の住居の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

### （世帯に関する事項）

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の建て方

## ● 調査の方法

### (1) 調査票

調査に用いた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りが可能で、1枚に4名分記入できる連記票のOCR調査票のほか、オンライン調査のための電子調査票、高齢者や外国人などができるだけ記入しやすくするための補助用調査票として『拡大文字調査票』、『点字調査票』、『調査票の対訳』(27言語)及び施設等補助電子調査票を使用しました。

### (2) 調査区設定

調査の実施に先立ち、令和元年10月1日現在で、令和2年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成しました。調査区は、原則として1調査区におおむね50世帯が含まれるように設定しました。

なお、調査区は、平成2年国勢調査から恒久的な単位区域として設定している基本単位区を基に構成しています。

### (3) 調査の流れ

令和2年国勢調査は、総務省(統計局)－都道府県－市区町村－国勢調査指導員－国勢調査員－世帯の流れにより行いました。

ただし、マンション等の共同住宅や社会福祉施設等において、調査票の配布・回収等の調査員事務を特定の事業者にも業務委託した方が効率的に調査を実施できる調査区においては、調査員事務を市区町村が当該事業者にも委託して実施することができるものとししました。

### (4) 調査票の配布等

令和2年国勢調査は、令和2年9月14日から国勢調査員が世帯を訪問し、インターネットで回答するための書類と紙の調査票を同時に配布する方法により実施しました。調査の回答は、インターネット、郵送、調査員への提出の三つの方法があり、インターネット回答は、郵送提出・調査員への提出より先行して行えることとししました。

## ● 集計及び結果の公表

国に集められた調査票は、データ入力、産業分類符号などの符号付けをした後、調査票の欠測値や記入内容の矛盾などについて精査し、集計しました。調査結果は集計が完了した後、インターネットを利用する方法等により公表しました。なお、原則として、全ての統計表を政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載しています。

## 用語・分類の解説

### 人口の基本属性に関する用語

#### 人口

国勢調査で調査した人口は、調査年の 10 月 1 日午前零時現在の人口（昭和 20 年の人口を掲載している場合は、同年 11 月 1 日午前零時現在で行われた人口調査による人口）です。調査の対象については、本書 94 ページもご参照ください。

なお、人口の定義は昭和 30 年以降同一となっておりますが、昭和 25 年以前は以下のようになっていません。

#### 【大正 9 年～昭和 15 年】

調査した人口は「現在人口」です。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法（現在地方式）によった人口であり、一般の外国人はもとより、外交使節団等の構成員も含めすべて調査しています。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 4 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

なお、昭和 15 年の調査では、軍人・軍属等についてはそれらが海外にいるとしないを問わず、すべてその家族などのいる応召前の住所で調査しています。したがって、これらの軍人・軍属等を含めた「全人口」及びそれらを除外した「銃後人口」が集計されています。

#### 【昭和 22 年】

調査した人口は「現在人口」です。調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 2 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地にいたとみなして調査しています。

また、昭和 22 年以降は、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外しています。

#### 【昭和 25 年】

調査した人口は「常住人口」です。昭和 25 年の調査では、常住の判定の基準となる居住期間を 6 か月以上としており、それぞれの住んでいる場所で調査しています。

ただし、精神病院、結核療養所等の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査しています。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い人も、調査時後 3 日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する人とみなして、その船舶で調査しています。

このほかの取り扱いについては、調査の対象から除外した人の範囲を含めて、昭和 30 年調査以降と同

様です。

なお、昭和 25 年の調査では、「現在人口」も調査し、集計しています。

## 面積

統計表に掲載してある面積は、国土交通省国土地理院が公表した各年 10 月 1 日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

平成 22 年調査までは、国土地理院が公表した市区町村別面積のうち、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものなどについて、総務省統計局において面積を推定していました。しかし、平成 26 年から国土地理院が境界未定地域に係る市区町村の面積を算出するようになったことを受けて、平成 27 年及び令和 2 年調査では、国土地理院の公表する面積を用いています。

## 人口密度

人口密度は面積 1 km<sup>2</sup>当たりの人口をいいます。上記の面積を用いて、以下のとおり算出しています。

$$\text{人口密度} = \frac{\text{人口}}{\text{面積}}$$

## 人口性比

人口性比とは、女性 100 人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

## 年齢・平均年齢

### (1) 年齢

「年齢」は、令和 2 年 9 月 30 日現在の満年齢を基に集計しています（例えば、調査前年の令和元年 10 月 1 日生まれの人は 0 歳となります）。なお、令和 2 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳としています。

<過去の年齢の定義>

昭和 35 年調査までは、調査日現在による満年齢を基に集計しています。また、昭和 15 年及び 22 年の調査では、満年齢のほかに数え年の集計も行っています。

## (2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計（年齢「不詳」を除く。）}} + 0.5^{*}$$

※平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しています。つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計しています。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えているものです。

## (3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

## 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、配偶者のある者
死別	配偶者と死別して独身の者
離別	配偶者と離別して独身の者
不詳	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

## 国籍

令和2年調査では、国籍を「日本」のほか、外国人について以下のように区分しています。

12 か国－「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱います。

- ① 日本と日本以外の国の国籍を持つ人－日本
- ② 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

## 世帯・家族の属性に関する用語

### 世帯の種類

昭和 60 年以降の調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分		内容
一般世帯		<p>ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。</p> <p>イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者</p> <p>ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者</p>
施設等の世帯	寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
	病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
	社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
	自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
	矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
	その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)



### 世帯の定義の変遷：大正9年～令和2年

区分	大正9年～ 昭和22年	昭和25年	昭和30年	昭和35年～ 50年	昭和55年	昭和60年以降
単 独 世 帯 の 世 帯	普通世帯	一人の準世帯	普通世帯		普通（単独） 世帯	一般世帯
二人以上の普通世帯の世帯主 世帯主の親族 単身の同居人 単身の住み込みの家事使用人	普通世帯					一般世帯
単身の住み 込み営業使 用人	5人以下の場合	雇 主 の 普 通 世 帯		雇主の普通 世帯	雇主の普通世帯	雇主の一般世帯
	6人以上の場合			まとめて一つの 準世帯（注）		
素人下宿の 単身の下宿 人	1人だけの場合	下 宿 主 の 普 通 世 帯	一 人 の 準 世 帯			一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯（注）	一人一人を一つの準世帯		一人一人を 一つの一般世帯
間借り自炊 する単身者	1人だけの場合	間 貸 主 と は 別 の 普 通 世 帯	一 人 の 準 世 帯			一人の一般世帯
	2人以上の場合		まとめて一つの準世帯（注）	一人一人を一つの準世帯		一人一人を 一つの一般世帯
下宿屋に下宿している単身者	まとめて一つの準世帯（注）			一人一人を一つの準世帯		一人一人を 一つの一般世帯
会社などの独身寮（寄宿舎）	まとめて一つの準世帯（注）				一人一人を 一つの準世帯	一人一人を 一つの一般世帯
学 校 の 寄 宿 舎 病 院 ・ 療 養 所 社 会 施 設 船 船 旧軍隊・旧警察予備隊・自衛隊 矯 正 施 設	まとめて一つの準世帯（注）					まとめて一つの 施設等の世帯（注）

（注）「まとめて一つ」とは、個々の準世帯及び施設等の世帯において住居、棟などにまとめるという意味です。

### 世帯主・世帯人員

#### （1）世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

#### （2）世帯人員

世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

## 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区分	内容
A 親族のみの世帯	2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯
B 非親族を含む世帯	2人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C 単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	備考
ア 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
イ 核家族以外の世帯	[1]、[2]の分類は平成7年の調査から用いている。
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の両親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の両親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫のひとり親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻のひとり親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	
[1] 夫婦、子供と夫の両親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の両親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	
[1] 夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯	

(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯			
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯			
[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯			
[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯			
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯			
[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯			
[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯			
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯			昭和 45 年及び 50 年調査は、(14) に含んでいる。
(14) 他に分類されない世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯			

### 3 世代世帯

「3 世代世帯」とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。

### 母子世帯・父子世帯

#### (1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

#### (2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

#### (3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供及び他の世帯員から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

《注意点》 母子世帯・父子世帯についての統計表は、昭和 55 年調査から利用できますが、55 年及び 60 年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていません。

## 高齢単独世帯・高齢夫婦世帯

### (1) 高齢単独世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

### (2) 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

高齢単独世帯・高齢夫婦世帯については昭和55年から集計していますが、その定義は次のとおり各回調査で若干異なっています。

区分	調査年	内容
高齢単独世帯	昭和55年及び60年	60歳以上の人一人のみの世帯 60歳以上の人一人と未婚の18歳未満の者のみから成る世帯
高齢夫婦世帯	平成2年	夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯
	昭和55年及び60年	夫又は妻のいずれかが60歳以上の夫婦1組のみの世帯 いずれかが60歳以上の夫婦1組と未婚の18歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の18歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが60歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）

## 住居・居住地に関する用語

### 住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物（完全に区画された建物の一部を含みます。） 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に作られた住居などもこれに含まれます。
住居の種類「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

## 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 ※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合

## 持ち家の割合

「持ち家の割合」とは、住宅に住む一般世帯に占める持ち家（世帯数）の割合です。

$$\text{持ち家の割合（％）} = \frac{\text{持ち家に住む一般世帯数}}{\text{住宅に住む一般世帯数}} \times 100$$

## 住宅の建て方

昭和55年調査以降、各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分しています。

区分	内容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含みます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含みます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの ※ 1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっている建物も含みます。 ※ 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2 階建」、「3～5 階建」、「6～10 階建」、「11～14 階建」、「15 階建以上」に 5 区分しています。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

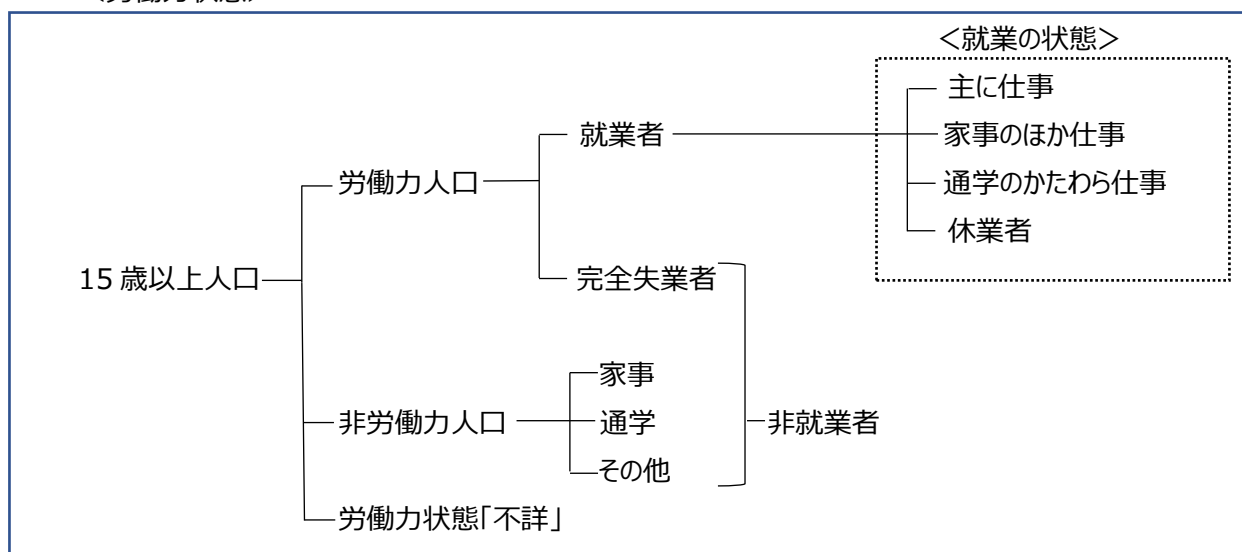
## 労働・就業の状態に関する用語

### 労働力状態・労働力率

#### (1) 労働力状態

「労働力状態」とは、調査年の 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

#### <労働力状態>



※各用語の定義は、次ページに掲載しています。

区分	内容	
労働力人口	就業者及び完全失業者	
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者</p> <p>なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <p>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合</p> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。</p>	
	主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
	家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
	休業者	<p>① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合</p>
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者	
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者	
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合	
	通学	主に通学していた場合
	その他	上のどの区分にも当てはまらない場合 例えば、乳幼児のほか、高齢、病気などで少しも仕事をしなかった者
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合	

(2) 労働力率

「労働力率」とは、15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいいます。

$$\text{労働力率 (\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15 歳以上人口 (労働力状態「不詳」を除く。)}} \times 100$$

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか雇用されているかなどによって、以下のとおり区分したものです。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次について「役員」でない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人</li> <li>・ 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用される「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人</li> </ul>
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合



## 産業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

令和2年国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に再編成したもので、20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類となっています。

報告書等では、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によっています。

区分	内訳
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

## 従業地・通学地に関する用語

### 通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた者をいいます。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「通勤者」としています。

### 昼間人口・夜間人口

#### (1) 常住地による人口（夜間人口）

調査時に調査の地域に常住している人口です。

#### (2) 従業地・通学地による人口（昼間人口）

常住地による人口から流出人口を除き、流入人口を加えた人口です。

夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜上、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に

含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していません。

昼間人口は昭和 35 年以降算出していますが、35 年及び 40 年では、通学者の出入りを計算する際に、15 歳以上の者に限っており、この点が 45 年以降と異なっています。

### 昼夜間人口比率

昼夜間人口比率は、常住人口 100 人当たりの昼間人口割合であり、100 を超えているときは通勤・通学者の流入超過、100 を下回るときは流出超過を示しています。

$$\text{昼夜間人口比率 (\%)} = \frac{\text{昼間人口}}{\text{夜間人口}} \times 100$$

## 地域区分に関する用語

### 人口集中地区

人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、①原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、②それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とします。

なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共及び社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等又はそれらの施設の面積が 2 分の 1 以上占める基本単位区等が上記①の基本単位区等に隣接している場合には、上記①を構成する地域に含めます。

人口集中地区は、平成 2 年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、7 年調査からは基本単位区を基にしています。